募　集　要　項

新田原エアフェスタ２０１５における臨時売店の出店業者について、以下の諸条件に従い募集する。

１　応募における欠格事項等

(1)　航空自衛隊新田原基地は、応募者が次の各号の一に該当すると認められるときは、応募における欠格事項とし、その出店を認めない。

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法２条６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2)　航空自衛隊新田原基地は、応募者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、応募における欠格事項とし、その出店を認めない。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　出店に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　偽計又は威力を用いて航空自衛隊新田原基地の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

(3)　航空自衛隊新田原基地は前記の(1)、(2)の規定により、応募者の出店を認めなかった場合において、これにより応募者に生じた損害について、賠償ないし補償はしない。

また、応募者は、航空自衛隊新田原基地が前記の(1)、(2)の規定により、応募者の出店を認めなかった場合において、航空自衛隊新田原基地に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

※　上記の資格を満たしていたとしても、過去の新田原エアフェスタへの出店の際、官側の統制（注意、指導等）に従わなかった業者は出店を断る場合がある。この場合においても前記の(3)に同じく、応募者の出店を認めなかった場合に、応募者に生じた損害について、航空自衛隊新田原基地は賠償ないし補償はしない。

2　販売品目

(1)　食品

食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする食品の販売については、新田原基地を管轄する保健所又は食品衛生協会等の臨時営業許可を受けていること、食品等取扱条例に基づく登録が必要とされる食品の販売についてはその登録を行っていること、加えて調理者及び販売員全員が新田原エアフェスタ２０１５当日前１ヶ月以内に細菌検査（サルモネラ、赤痢、Ｏ－１５７）を受け、その結果を提出することを販売の条件とする。

(2)　飲料

ア　容器

容器がビンのものは、保安上の観点から販売は認めない。

イ　酒類

基地内で飲酒するための酒類の販売は認めない。

(3)　土産品等

ア　土産品等

変質・腐敗するような生ものの販売は認めない。

イ　自衛隊グッズ

放射性同位元素が装備された羅針盤及びモデルガン・弾薬・爆弾等の模造品は危険物の範囲と見なし、販売は認めません。

ウ　その他

風船等の飛散するおそれのある物品の販売は認めない。

(4)　その他

出店申請時に提出する販売品目内訳表により、基地内で販売するに相応しくないものと売店委員が判断したものについては販売不適とし、その販売を許可しない。

新田原エアフェスタ２０１５当日に、販売不適とされた品目を販売しているところを発見した場合は、直ちに販売及び営業を中止させる。

3　募集数

(1)　総数

１０５店舗程度

売店設置区画に制限があるため、応募多数で収容が不可能な場合は基地側で抽選を実施する。

(2)　内訳

ア　７０店舗程度

当該店舗枠については、新田原基地周辺の２市５町（新富町、西都市、高鍋町、宮崎市、川南町、都農町、木城町）の自治体又は商工会の推薦を受けている業者

イ　３０店舗程度

当該店舗枠については、次によるものとする。

（ア）食品、飲料品

宮崎県内の業者

（イ）自衛隊グッズ、土産品等

特になし。

ウ　５店舗程度

移動販売車（キッチンカー）による食品、飲料販売で宮崎県内の業者

4　実施日等（予定）

(1)　新田原エアフェスタ２０１５開催日

平成２７年１２月６日（日）

(2)　販売時間等

開門から午後３時（基準）

当日の天候等により新田原エアフェスタ２０１５の時程が変更された場合には、販売時間が変更になる場合がある。

5　販売方法等

(1)　販売区画

１業者１区画（(間口)５．４ｍ×(奥行)３．６ｍ）以下する。

衛生管理面及び安全上の観点から出店業者は、テントを用意し販売を行うものとする。

移動販売車については販売車両の寸法とする。

(2)　電気、水の供給

電気、水の供給は官側では行わない。出店に必要な場合は、出店業者で準備すること。

(3)　火気の使用

基地内で火気（発動発電機含む。）を使用する場合は、必ず事前に届け出をするとともに、店舗（テント等）ごとに消火器（簡易式スプレーは認めない。）を備え付けること。また、発動発電機等に使用する燃料油脂の保管・取扱いについては取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、最大限の注意を払って取り扱うこと。

なお、航空祭当日に各店舗の点検を行い、消火器を備え付けていない業者の営業は認めない。

(4)　使用料等

国有財産法の規定に基づく土地使用料及びその他、出店に関して発生した

費用等（ゴミ収集コンテナ代等）が必要となる。
支払方法等については、出店業者事前説明会の際に説明を実施する。

(5)　資材等
出店に必要な資材等は、すべて出店業者で用意すること。

(6)　その他の事項
ア　基地内への立入、車両運行、テント設置等については、官側の指示に従うこと。
イ　新田原エアフェスタ２０１５当日は、係員による売店の巡視指導を行うので、その指示に従うこと。
従わない場合は、その時点で販売中止等の処置を行う場合がある。
ウ　食品販売業者については、販売する品目によっては食中毒発生時における検体用として保存可能な容器で２週間保存すること。
エ　食品衛生法に基づく、臨時営業許可を必要とする出店業者は、衛生管理面（食中毒防止）の観点から必ず消毒液、手洗い水等を準備し備え付けること。また、新田原エアフェスタ２０１５当日は巡回衛生指導を行うので、その指導に従うこと。
オ　販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施し、基地側の点検を受けるものとする。また、ゴミ袋、清掃用具は、出店者で準備すること。
カ　駐車場には限りがあり、基地乗入台数については、１業者当たり１台を基準とする。

6　応募要領等
(1)　応募要領
一業者一応募とし、一業者の複数応募を禁ずる。
書類の提出は、郵送又は持参とする。

(2)　提出書類
ア　**出店申請に必要な書類**
平成２７年９月２９日（火）１７００までに提出
(ｱ)　新田原エアフェスタ２０１５売店出店申請書　（別紙様式第１）
(ｲ)　誓約書１　（別紙様式第２）
(ｳ)　誓約書２　（別紙様式第３）
(ｴ)　委任状　（別紙様式第４）
(ｵ)　販売品目内訳書　（別紙様式第５）
(ｶ)　使用機材等内訳書　（別紙様式第６）
(ｷ)　登記簿謄本（法人の場合）
(ｸ)　代表者の戸籍抄本及び住民票抄本（個人等の場合）

イ　**下記７の出店決定業者のみ提出**
平成２７年１０月３０日（金）１５００までに提出
(ｱ)　基地入門者名簿　（別紙様式第７）
※名簿記載者以外、基地立ち入り及び販売は許可しない。

(ｲ)　売店業者臨時入門証（台紙）　（別紙様式第８）
※「基地入門者名簿」及び「売店業者臨時基地入門証発行台帳」の人員と齟齬がないように注意されたい。
(ｳ)　売店業者臨時基地入門証発行台帳　（別紙様式第９）
※「基地入門者名簿」及び「売店業者臨時基地入門証発行台帳」の人員と齟齬がないように注意されたい。
(ｴ)　基地乗入車両届　（別紙様式第１０）
※記載された車両以外は、基地内への乗り入れを許可しない。また、違法改造等の車両は乗り入れを許可しない。
(ｵ)　事前説明会参加者通知　（別紙様式第１１）

ウ　**平成２７年１１月１６日（月）、出店業者事前説明会までに提出が必要な書類（飲食物等取扱業者のみ）**

食品衛生法等に基づく登録､許可を必要とする飲食物等取扱業者の方は、営業許可書、行商鑑札及び臨時営業許可書の写し等、新田原エアフェスタ２０１５臨時売店の出店にあたり必要な手続を実施し、その許可書等の写しを提出すること。

エ　**平成２７年１１月３０日（月）１５００までに提出が必要な書類（飲食物取扱業者のみ）**

調理者及び販売員全員が新田原エアフェスタ２０１５当日の前１ヶ月以内に細菌検査（サルモネラ、赤痢、Ｏ－１５７）を受け、その結果の写しを提出すること。

提出がない場合は出店を不可とする。

(3)　提出先

〒８８９－１４９２
宮崎県児湯郡新富町大字新田１９５８１
航空自衛隊　新田原基地
第５航空団基地業務群業務隊厚生班新田原エアフェスタ２０１５売店係

(4)　その他

提出期日までに必要書類の提出がない場合は、出店の意志がないものと見なし、出店を認めない。また、提出があった場合でも必要な記載がなされていない場合は同様とする。

記入内容が不明な場合は空欄とせずに問い合わせされたい。

7　出店業者事前説明会

(1)　日時（予定）

平成２７年１１月１６日（月）１４３０～
※　入門時間は、１３１０から１４２０までとする時間前に到着した場合は、入門時間まで正門外にて待機されたい。

(2)　場所

航空自衛隊新田原基地　厚生センター２階　第１談話室

(3)　内容

ア　出店要領
イ　出店場所の通知
ウ　出店に際しての注意事項
エ　出店許可証及び臨時基地車両乗入許可証等の交付
オ　各種調整事項
カ　保健所による衛生指導（飲食物取扱業者のみ）
キ　火気取り扱い指導（火気取扱業者のみ）

(4)　その他

参加者は原則として、代表者又は航空祭当日の販売責任者とする。やむを得ず代理の方が参加する場合は、別紙様式第１１に委任事項を記入の上、提出されたい。

当該説明会に参加されない応募業者の方は､出店意志がないものとみなし、出店を認めないので、あらかじめ承知されたい。

［個人情報に関すること］

提出頂いた書類については、新田原エアフェスタ２０１５の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

以下、別紙様式第１～１１

※　以下は、募集要項に付属する説明用の添付資料であり提出用ではありません。

提出の際は、ホームページに掲載している「提出書類及び作成要領一式」からダウンロードしたものを使用し、その作成においては、作成要領を良く確認の上で作成して下さい。

理由の如何はともかく、記入必要欄に記入がないもの、作成要領に明らかに沿っていないもの等については、申請を受理いたしませんので、作成要領が不明な場合は、担当者まで問い合わせを行って下さい。

なお、作成の際は、示している各様式を用いていれば、申請者が各自で作成したものであっても、差し支えありません。

ただし、**「（別紙様式第８）売店業者臨時入門証（台紙）」及び「（別紙様式第９）売店業者臨時基地入門証発行台帳」については各自で作成せずに、ダウンロードした様式をそのまま使用して下さい。**

別紙様式第１
平成　　年　　月　　日

航空自衛隊新田原基地司令　殿
（業務隊長気付）

新田原エアフェスタ２０１５売店出店申請書

ふりがな
業者名

〒
住　　所（事業所）

ふりがな
代表者名　　㊞

〒
住　　所（自宅）

生年月日　　性別　男・女

電　　話（自　宅）

電　　話（事業所）

携帯電話

※担当者　ふりがな
氏名

電話

新田原エアフェスタ２０１５において、売店を出店したいので下記書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類、並びに提出を要する全ての必要書類の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　誓約書１（別紙様式第２）
２　誓約書２（別紙様式第３）
３　委任状（別紙様式第４）
４　販売品目内訳書（別紙様式第５）
５　使用機材内訳書（別紙様式第６）
６　登記簿謄本（法人の場合）
７　戸籍抄本及び住民票抄本（個人等の場合）

※平成２７年９月２９日（火）午後５時までに提出

［提出先］
８８９－１４９２　宮崎県児湯郡新富町大字新田１９５８１
新田原エアフェスタ２０１５売店委員　第５航空団　業務隊長（厚生班長気付）
℡０９８３－３５－１１２１（内線５５３９）
［個人情報に関すること］
提出頂いた書類については、新田原エアフェスタ２０１５の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ありません。

別紙様式第２

誓　　約　　書　１

□　私
□　当社
は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
　また、航空自衛隊新田原基地において必要と判断した場合に、出店応募のために当方が提出した申請書類一式に記載された、当方の個人情報一切を警察に提供することについて同意します。

１　新田原エアフェスタ２０１５臨時売店の出店業者として不適当な者
(1)法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法２条６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
(2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
(4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
(5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　新田原エアフェスタ２０１５臨時売店の出店業者として不適当な行為をする者
(1)暴力的な要求行為を行う者
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
(3)出店に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
(4)偽計又は威力を用いて航空自衛隊新田原基地の業務を妨害する行為を行う者
(5)その他前各号に準ずる行為を行う者

航空自衛隊新田原基地司令　殿

平成　　年　　月　　日

住　　所：

業 者 名：

代表者名：　　㊞

生年月日：　　年　　月　　日

別紙様式第３

誓　　約　　書　２

新田原エアフェスタ２０１５における売店の出店に際し、その新田原基地の指示に従い、関係法令と共に次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、出店を差し止められる等、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１　代表者は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。

２　出店に際して認められた目的以外の行為は一切行いません。

３　出店の意思がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には速やかに官側に連絡し指示を受けます。

４　安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。

特に、ガソリン等の燃料油脂類を取り扱う場合においては使用機器の取扱説明書に記載された安全上の留意事項を厳守し、細心の注意をもって取り扱います。

５　食品を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分に配慮し、官側及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努め、販売責任者の責任のもと、確実に細菌検査を実施します。

６　販売品目及び販売価格は官側が容認する範囲のもとし、有害な商品及び官側が不適と判断するものについては販売しません。

７　出店に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを現状に回復し、又は破損等を賠償します。

８　出店申請及び出店に関して発生した費用等はすべてこれを負担します。

新田原エアフェスタ２０１５が中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切官側に請求いたしません。

９　その他出店に関して疑義を生じた場合はその都度官側と協議し、指示を受けます。

航空自衛隊新田原基地司令　殿

平成　　年　　月　　日

住　　所：

業 者 名：

代表者名：　　印

生年月日：　　年　　月　　日

別紙様式第４

委　　任　　状

新田原エアフェスタ２０１５臨時売店代表者　殿

下記事項について委任します。

記

１　新田原エアフェスタ２０１５売店出店における国有財産（土地）使用許可の申請手続き等に関すること。

２　新田原エアフェスタ２０１５売店出店及びこれに関して発生した費用等諸経費の支払い事務手続きに関すること。

平成　　年　　月　　日

住　　所：

業 者 名：

代表者名：　　㊞

別紙様式第５

販　売　品　目　内　訳　書

業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	販　売　品　目	販売価格	備　考 （飲食品業は、いずれかに○）
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売
		当日　　円 市価　　円	会場調理・陳列販売

※平成２７年９月２９日（火）午後５時までに提出

注）この内訳表は、販売された商品に対する苦情等に際し、販売店を特定するために使用しますので、全ての販売品目について記入して下さい。

新田原エアフェスタ２０１５当日、本内訳書と販売品目の照合確認を実施しますので、これに記入した品目以外の販売はご遠慮願います。

別紙様式第６

使　用　機　材　等　内　訳　書

業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇火気類について

火気使用の有無（該当するものを〇で囲んで下さい。）
（ガソリン等を使用する発動発電機の使用も含みます。）

有　・　無

有に〇をされた場合は、使用する機材を記入して下さい。

機　材　名	規　　格	台数	備　考

※当日は、必ず消火器を持参してください。無い場合は出店できません。

〇テントについて

使用するテントの種別（該当するものを〇で囲んで下さい。）

自己設営　・　リース業者設営

自己設営に〇をされた場合は、その寸法を記載して下さい。
（間口）　　m　×（奥行）　　m

リース業者設営に〇をされた場合は、リース業者名等を記載して下さい。
業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※平成２７年９月２９日（火）午後５時までに提出

別紙様式第７

基　地　入　門　者　名　簿

業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当日の現地販売責任者

No.	（ふりがな） 氏　　名	役職	生年月日 （年齢）	性別	住　　所 （固定・携帯電話番号）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　） （　　－　　－　　）

※複数枚提出の場合、当日の販売責任者欄は２枚目以降の記入不要。

その他従業員等

No.	（ふりがな） 氏　　名	役職等	生年月日 （年齢）	性別	住　　所 （携帯電話番号）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）
	（　　）		（　　）		（　　－　　－　　）

※掛け持ちなどにより、他店舗の入門申請者と重複しないように十分に注意して下さい。

※平成２７年１０月３０日（金）午後３時までに提出

［個人情報に関すること］

提出頂いた書類については、新田原エアフェスタ２０１５の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ありません。

別紙様式第８

売店業者臨時入門証（台紙）

※平成２７年１０月３０日（金）午後３時までに提出

［個人情報に関すること］

提出頂いた書類については、新田原エアフェスタ２０１５の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ありません。

別紙様式第９

業者No.

売店業者臨時基地入門証発行台帳（　　／　　）

業者名：

No.	ふりがな 氏名	生年月日 （年齢）	住所 （電話番号）	写真
			※電話番号は固定・携帯を併記	（ｻｲｽﾞ横 2.5×縦 3.0）
			※電話番号は固定・携帯を併記	（ｻｲｽﾞ横 2.5×縦 3.0）
			※電話番号は固定・携帯を併記	（ｻｲｽﾞ横 2.5×縦 3.0）
			※電話番号は固定・携帯を併記	（ｻｲｽﾞ横 2.5×縦 3.0）
			※電話番号は固定・携帯を併記	（ｻｲｽﾞ横 2.5×縦 3.0）

※平成２７年１０月３０日（金）午後３時までに提出

［個人情報に関すること］

提出頂いた書類については、新田原エアフェスタ２０１５の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ありません。

別紙様式第１０

基　地　乗　入　車　両　届

業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

車両操縦者	車種	色	車両番号	車両の大きさ 長さ×幅 （単位：ｍ）	備考
				×	

※　記入に際しては、必ず車検証等を確認して下さい。「運行許可証」を発行しますので、記入に誤りがある場合は、基地への乗入ができません。
※　レンタカーを利用する場合、車両番号は事後通知で差し支えありません。

※平成２７年１０月３０日（金）午後３時までに提出

別紙様式第１１

事 前 説 明 会 参 加 者 通 知

業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	氏名	連絡先	本人・代理人の別	車両乗入の有無

※代理人が参加する場合、以下の委任事項に記載をお願い致します。

殿

下記事項について委任します。

記

新田原エアフェスタ２０１５出店業者事前説明会における手続き等の一切に関すること。

平成　　年　　月　　日

住　　所：

業 者 名：

代表者名：　　㊞

※平成２７年１０月３０日（金）午後３時までに提出